

【新型コロナウイルス感染症関連についてのお知らせ】

5類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対策について

八千代町教育委員会

新型コロナウイルス感染症が、5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されました。

このたび、文部科学省では、5類感染症への移行を踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策として、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われましたので、主な改定内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせします。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

○新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

・家庭との連携による児童生徒等の健康状態の把握

※ただし、児童生徒等の体温を毎日チェックし、学校に提出するといった取り組みは不要です

・適切な換気の確保

・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はなくなります。

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要なくなります。

○地域や学校において、感染が流行している場合などには、活動場面に応じて

・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること

・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることがあります。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間の基準について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。

【別紙】

5 類感染症への移行後の新型コロナウイルス関連での
児童生徒の出席停止等の取扱いについて

	症状・内容	出席停止等の取扱い
①	児童生徒本人が感染した場合	発症した日の翌日から起算し、5日を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日から起算し1日を経過するまでは、 出席停止 とします。
②	従前であれば濃厚接触者として特定されていた児童生徒 ・同居している家族が感染した児童生徒 ・学校で感染者と接触があった児童生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした児童生徒	児童生徒本人に発熱等の症状がなく、感染が確認されていない場合には、直ちに出席停止の対象とする必要はないとされたことから、 登校できます 。
③	感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒	同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合や、児童生徒本人に基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高いと主治医の見解を得られるなど、合理的な理由があると学校長が判断した時は、 出席停止とします 。
④	発熱等の普段とは異なる症状がある児童生徒の取扱い	自宅で療養し、無理をして登校はしないよう周知呼びかけを行います。なお、登校しない場合、出席停止ではなく、 欠席の扱いとなります 。(医師の診断や抗原検査キット等により感染が確認された場合は、欠席の初日から出席停止の扱いとなります。)

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること指します。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対して、マスクの着用を推奨します。

※感染者であった児童生徒が学校に登校するに当たり、学校に陰性証明等を提出する必要はなく、医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることはありません。